

(書式 1-2-7-1)

事業用財産を相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者が営む「〇〇商店」の事業に関する下記記載の一切の財産を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

記

1 土地

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇〇番地  
地目 宅地  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル

2 建物

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
家屋番号 〇〇番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺二階建

床面積 一階 〇〇・〇〇平方メートル  
二階 〇〇・〇〇平方メートル

3 動産

上記2記載の建物内に存する動産類の全て

4 預貯金

- (1) 〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 〇〇銀行〇〇支店 当座預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

5 債権

株式会社〇〇〇〇に対する売掛金債権の一切

6 その他

「〇〇商店」にかかる商号権その他一切の無体財産権

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

## 解説

株式会社など法人化されていない個人事業を承継させる場合、その事業を構成する財産を全て遺言に記載する必要がある。事業を構成する財産は、店舗や事業所の土地建物、事業用機械や事務用品などの動産類、事業用の預貯金口座、売掛金債権などがあるが、事業に関連する借入れがある場合はその承継先についても記載しておくべきである。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所